違反審査担当	前項第二十二号から第二十九号まで、第三十二号、第三十四号及び第三十五号に掲げる事務
審判第一担当	前項第三十号及び第三十一号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務
審判第二担当	前項第三十六号に掲げる事務
難民審判担当	前項第三十三号に掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第九号、第二十号及び第四十号に掲げる事務
実態調査担当	前項第三十七号（在留調査担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
情報管理担当	前項第三十八号（在留調査担当が分担する事務を除く。）及び第三十九号に掲げる事務
名古屋出入国在留管理局	
審査管理担当	前項第一号（難民調査担当及び難民審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十二号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十三号（就労審査第二担当が分担する事務を除く。）、第三十八号、第三十九号及び第四十号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
在留支援担当	一　前項第十六号及び第十七号に掲げる事務 二　前号に掲げる事務に関する前項第四十号に掲げる事務
就労審査第一担当	就労（特定技能及び技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十四号及び第四十号に掲げる事務
就労審査第二担当	特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十三号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十四号、第十五号及び第四十号に掲げる事務
留学審査担当	留学を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十四号及び第四十号に掲げる事務

違反審査担当	前項第二十号から第二十七号まで、第三十号、第三十二号及び第三十三号に掲げる事務
審判第一担当	前項第二十八号及び第二十九号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務
審判第二担当	前項第三十四号に掲げる事務
難民審判担当	前項第三十一号に掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第九号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務
実態調査担当	前項第三十五号（在留調査担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
情報管理担当	前項第三十六号（在留調査担当が分担する事務を除く。）及び第三十七号に掲げる事務
名古屋出入国在留管理局	
審査管理担当	前項第一号（難民調査担当及び難民審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労審査第二担当が分担する事務を除く。）、第三十六号、第三十七号及び第三十八号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
在留支援担当	一　前項第十四号及び第十五号に掲げる事務 二　前号に掲げる事務に関する前項第三十八号に掲げる事務
就労審査第一担当	就労（特定技能及び技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十八号に掲げる事務
就労審査第二担当	特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十八号に掲げる事務
留学審査担当	留学を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十八号に掲げる事務